

メール 「一人ひとりを大切に、違いは宝物」 元気で笑顔あふれる学校

にしおか

NO.14

豊中市立西丘小学校「学校だより」 令和2年（2020年）2月4日発行

「メールにしおか」のカラー版は、ホームページをご覧ください。http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/nisioka/

気をつけよう！インフルエンザ

今日は「立春」暦のうえでは、もう春です。今年は暖冬でそこまで寒くはありませんが、気温差が大きくインフルエンザが猛威を振るっています。3学期に入って市内の小中学校では流行期に入り、西丘でも1年2クラス、2年2クラスが休業となりました。今ひと段落した感はありますが、まだまだ油断できません。また新型コロナウイルスによる肺炎も心配です。十分な休養と手洗い・うがい、マスクなどでしっかりと予防したいものです。今年は大人の感染も多いようです。おうちの方も気をつけてください。体調が思わしくない時は早めに受診し、しっかり休みましょう。無理をしないのが肝心です。



あいさつで
あいてより
いつも
さきに やさしいきもちを
つたえよう



にしおかしょうがっこうの子 ☺
にこにこ えがおが あふれる 子
しっかり まなび かんがえる 子
おもいやりが あり やさしい 子
からだと ころを きたえる 子



この寒さの中、28日（火）2年生、30日（木）3年生、31日（金）4・6年生と持久走記録会を行いました。子どもたちは、2週間の「楽しく走ろう週間」や体育の時間に練習を重ねてきた成果を出そうと取り組みました。長距離走が得意な子もそうでない子も、練習の始めや去年までの記録と比べ、自分の記録の伸びを確かめています。他との比較ではなく、自分自身の伸びを感じる事が次への意欲につながります。一定のペースを守って走り続けることがねらいの一つですが、練習を重ねる中で、決められた時間で自分の力を出し切って走り終えるようペースを上げていくことに挑戦しています。

頑張りました。持久走記録会

2月の教育相談日は、

2月27日（木）の14:00~16:30です。これで今年度は終わりです。お子様のことで気になることがある場合は、遠慮なく学校までご連絡ください。

20日（木）、21日（金）は

今年度最後の参観・懇談です。

教室で集える最後の機会となりました。この1年間の子どもの成長を皆さんで見守っていただければ幸いです。お忙しい中ですが、参観後の懇談にもぜひ皆さんの参加をお待ちしています。多くの参加があってこそその学級懇談会です。どうぞよろしくお願いいたします。



来年度からの行事について

学校だよりNO. 11でもお知らせしましたが、4月からの新学習指導要領による教育課程にむけて、行事の精選・見直しを行っております。まだ十分検討できていないものもありますが、決定したのものについてお知らせします。

1学期

林間学舎5年（2泊3日）→令和3年度から（1泊2日）場所は未定
校外児童会→1学期と3学期の2回、2学期は集団下校のみ（で検討中）

2学期

学習発表会・作品展（検討中）

3学期

お別れ遠足6年→廃止
親子授業→廃止（各学年・クラスで参観いただきたい時はご連絡します。）



定例清掃・巡視～参加ありがとうございました～

2月1日（土）に定例清掃を行いました。前日から少し冷え込んでいましたが、児童115名、保護者・地域・PTA関係者60人ぐらいの参加がありました。

最初は「ゴミないやん」と言っていた子どもたちでしたが、1つ2つ・・・と見つけるとだんだんと目につくようになってきて、溝や公園、草むら等からタバコの吸い殻や空き缶、お菓子の袋などを見つけて、ごみ袋いっぱいになるほど一生懸命拾っていました。いつも男ボウさんたちがきれいにしてくれている西町ですが、自分たちも一緒に自慢の西町にしていこうという思いを持ってくれたらと思います。



学校における携帯電話の取扱いについて

この度教育委員会が「豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針」を決定しました。（右側をご覧ください。）

本校は、これまで通り児童の携帯電話の持ち込み「原則禁止」に変更はありません。

携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて校長に申し出て、校長の判断により例外を認めるものとしています。認められた場合は同意確認書を提出していただくこととなります。さまざまなネットのトラブルにあわないよう学校で引き続き指導していきますが、ご家庭でも親子でルールを決めて使用させるようお願いいたします。



本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。（同意確認書）。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン（注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。）